

## 豊田市中心間地域空き家再生事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市空き家情報登録制度により登録された空き家を貸付け又は借入れする者に対して、空き家の改修及び修繕（以下「改修等」という。）に要する費用の一部を交付する豊田市中心間地域空き家再生事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 この補助金は、市の中心間地域の新たな定住者を確保し、健全な地域コミュニティの保持と地域づくりを図るため、地域に所在する空き家の有効活用を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心間地域 豊田市空き家情報登録制度実施要綱（以下「空き家情報バンク実施要綱」という。）第2条第1号に掲げる中心間地域をいう。
- (2) 空き家 空き家情報バンク実施要綱第2条第2号に掲げる空き家のうち建物をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空き家情報バンク実施要綱第2条第4号に掲げる空き家情報バンクをいう。
- (4) 修繕 建物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (5) 改修 建物の経年劣化した性能や機能を実用上支障のない状態まで回復させることと同時に、従前の機能水準以上に改善することをいう。
- (6) 改築 建物の一部又は全部を取壊して、従前とほぼ同様の建物を建てることをいう。
- (7) スマイル（住まいる）しょうかいで選定した空き家 山里あすけ仲間づくり「スマイル（住まいる）しょうかい」実施要綱第3条の規定に基づき選定した空き家
- (8) 旭お試し居住の館 旭地区において、体験用住宅として供するために所有者と豊田市から管理運営業務を委託された団体の間で賃貸借契約を締結した空き家

### (補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市の中心間地域に所在する空き家の改修等とする。

### (補助対象の空き家)

第5条 この補助金の交付を受ける空き家は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 空き家情報バンクに登録された空き家若しくはスマイル（住まいる）しょうかいで選定した空き家であって、かつ、当該空き家の所有者と借受人との間において賃貸借契約が成立し、若しくは賃貸借契約の締結に関して同意が得られている空き家又は旭お試し居住の館であ

ること。

- (2) 空き家の所有者と借受人との間において改修等に関して書面による同意が得られている空き家であること。
- (3) 豊田市農山村等定住奨励金又は類似の補助金の交付を受けていない空き家であること。
- (4) 空き家の利用について、空き家が所在する地域を統括する代表者の同意が得られた空き家であること。
- (5) 過去にこの補助金の交付を受けていない空き家であること。

(補助金の交付対象者)

第6条 この補助金の交付対象者は、前条第1号に規定する空き家の所有者又は借受人とする。ただし、旭お試し居住の館の交付対象者は、空き家の所有者とする。

(補助対象の除外)

第7条 第5条各号に掲げる要件をすべて満たしている場合であっても、次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の世帯員の課税対象者のうち、市町村税を滞納している者がある場合
- (2) 偽りその他不正な手段により申請を行った場合
- (3) 暴力団員である場合
- (4) 暴力団又は、暴力団員と密接な関係を有する場合
- (5) その他市長が適当でないと認めた場合

(空き家の管理及び利用)

第8条 補助事業を実施した空き家の所有者又は借受人は、善良な管理及び利用に努めるとともに次の要件を守らなければならない。

- (1) 第2条に定める目的に適した管理及び利用をすること。
- (2) 市長が別に定める場合を除き、補助金を交付した日から当該空き家を10年間以上空き家情報バンクに登録し、賃貸住宅として、スマイル（住まいる）しようかいで選定した空き家又は旭お試し居住の館として利用すること。

(補助対象経費)

第9条 この補助金の対象となる経費は、第5条各号に掲げる要件を満たす空き家の改修等に要する費用の全部又は一部とする。

- 2 新築、改築、増築（便所や浴槽等の設置による増築は除く）、移築、備品購入、加入金等に係る経費は、この補助金の対象としない。

(補助金の額)

第10条 補助金の額は、空き家の改修等に要した費用に10分の8を乗じて得た額（千円未満の額は切り捨て）以内とし、100万円を限度とする。

(補助金の申請)

第11条 申請者は、中山間地域空き家再生事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び現地調査を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、中山間地域空き家再生事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

(補助金申請内容の変更等)

第13条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、中山間地域空き家再生事業補助金変更承認申請書(様式第3号)に必要書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条の通知書の決定内容を変更し、中止し又は廃止することができる。

(変更内容及び中止等の決定)

第14条 市長は、前条第2項により当該補助金の変更、中止又は廃止を承認したときは、中山間地域空き家再生事業補助金変更承認決定通知書(様式第4号)により、当該交付決定者に通知する。

(実績報告)

第15条 交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた事業を完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、中山間地域空き家再生事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第16条 市長は、前条に規定する報告書が提出されたときは、内容を審査し、当該報告書に係る事業の成果を適当と認めるときは、交付すべき補助金の額等を確定し書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、補助金の額が確定した後、交付決定者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(検査及び指示)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な

事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第19条 市長は、交付決定者又は空き家が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定又は交付を取消すものとし、交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第5条、第6条及び第8条に定める要件に反するとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 法令に違反したとき。
- (4) 当該空き家及びその利用者に関して、市長が第2条に定める目的に著しく反すると判断したとき。

- 2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期間までに、既に支払われた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づいた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正は、平成24年4月1日から施行する。

豊田市長 様

申請者	郵便番号	〒	—
	住所		
	フリガナ		
	氏名	⑧	
	生年月日	年	月 日
	電話	( )	—

平成 年度 中山間地域空き家再生事業補助金交付申請書

豊田市中山間地域空き家再生事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_, 000円  
 (算出式: 改修等工事費 \_\_\_\_\_円 × 8/10 = \_\_\_\_\_円 ≤ 上限 100 万円)

2 補助事業の目的  
 別紙事業計画書に従い、空き家を改修または修繕し、賃貸住宅として空き家の有効活用を図るため

3 補助事業の内容  
 別紙事業計画書のとおり

4 添付書類  
 (1) 収支予算書・事業計画書  
 (2) その他

その他添付書類一覧	
① 改修等工事の設計図	※改修等の実施箇所、内容が確認できる間取り図等
② 改修等工事の見積書	※改修等工事費が 50 万円未満 1 社 50 万円以上の場合は 2 社
③ 施行前の現場写真 (外観、施工箇所各所)	
④ 位置図	
⑤ 世帯員の市町村税完納証明書 (課税対象者のみ)	
⑥ 賃貸借契約書の写し又は賃貸借契約締結に関する同意書	※ただし、賃貸借契約締結に関する同意書を提出した場合は、契約締結後、その写しを速やかに提出してください。

(別紙)

1 収支予算書

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円	工事費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

2 事業計画書

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
空き家の構造等	構造：木造・鉄骨・鉄筋コン・その他 ( )
	階数：平屋・2階・3階 ・その他 ( )
改修等の内容	
実施期間 (予定)	年 月 日～ 年 月 日
改修等に伴う 資産の取扱い	双方協議のうえ、契約において記載

同意事項

本件にかかる改修等の工事については、上記のとおり実施することに同意します。

空き家の 所有者	住所	〒	—
	フリガナ		
	氏名	Ⓜ	
	連絡先	電話	FAX
空き家の 借受人 (予定)	住所	〒	—
	フリガナ		
	氏名	Ⓜ	
	連絡先	電話	FAX

(注) 豊田市中心間地域空き家再生事業補助金交付要綱第5条、第6条及び第8条の規定に基づき、補助金を申請することができない場合や要綱第19条及び第20条の規定により補助金の交付を取り消されたり返還を求められる場合があります。

(注) 空き家の改修または修繕以外については、補助金交付の対象外となります。

様式第2号(第12条関係)

第 号  
平成 年 月 日

(申請者) 様

豊田市長 印

### 平成 年度 中山間地域空き家再生事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった中山間地域空き家再生事業補助金については、豊田  
市中山間地域空き家再生事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付決定し  
ましたので通知します。

#### 記

1 交付決定額

金 円

2 補助金等交付の条件

豊田市長 様

申請者

郵便番号 住 所	〒	—
フリガナ		
氏 名	(印)	
電 話	( )	—

平成 年度 中山間地域空き家再生事業補助金変更承認申請書

年 月 日付豊 発第 号で交付決定通知のあった中山間地域空き家再生事業について、下記のとおり計画を変更・中止（廃止）したいので、豊田市中山間地域空き家再生事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請内容の変更

変更内容等	変 更 前	変 更 後
補助金額	金 円	金 円
工事費総額	円	円
変更内容及び 変更理由		
添付書類	(1) 変更内容、箇所等が確認できる図面 (2) 工事変更見積書（変更がある場合のみ） (3) その他、必要に応じて変更を説明する書類	

2 補助事業の中止（廃止）

中止（廃止） 理由	
--------------	--

様式第4号(第14条関係)

第 号  
平成 年 月 日

(申請者) 様

豊田市長 印

平成 年度 中山間地域空き家再生事業補助金変更承認決定通知書

年 月 日付豊 発第 号で通知した中山間地域空き家再生事業については、  
豊田市中山間地域空き家再生事業補助金交付要綱第14条により補助金等の交付決定を次のと  
おり変更する。

記

1 変更決定額 金 \_\_\_\_\_ , 000円

2 計画変更の内容

区 分	当初計画	変 更

3 条件

平成 年 月 日

豊田市長 様

申請者	郵便番号 住 所	〒	—
	フリガナ		
	氏 名	(印)	
	電 話	( )	—

平成 年度 中山間地域空き家再生事業補助金実績報告書

年 月 日付豊 発第 号で補助金等の交付決定を受けた中山間地域空き家再生事業について、豊田市中山間地域空き家再生事業補助金交付要綱第15条により、事業を完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実績及び効果  
別紙のとおり実施し、所期の目的を達成できた。
- 2 その他（添付書類一覧）

(別紙)

### 1 収支決算書

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円	工事費	円
自己負担額	円		
計	円	計	円

### 2 事業実績

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市		
空き家の構造等	構造：木造・鉄骨・鉄筋コン・その他 ( )		
	階数：平屋・2階・3階 ・その他 ( )		
改修等の内容			
実施期間	着手	年	月 日
	完了	年	月 日

### 3 その他 (添付書類一覧)

添付書類	①領収書の写し ②補助金振込みのための市の請求書 ③完成写真 (施工箇所各所 1枚) ④その他市長が必要とする書類
------	--

※報告書 (請求書) 提出後、ご指定の口座に補助金が振込まれるまでに  
3～4週間程度必要ですので、ご承知おきください。

様式

平成 年 月 日

## 賃貸借契約締結に関する同意書

豊田市長 殿

所有者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

借受人 住 所 \_\_\_\_\_

(予定) 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

私たちは、下記建物について賃貸借契約を締結することに同意します。

### 記

#### 1 賃貸物件

事業実施場所 (空き家の所在地)	豊田市
空き家の構造等	構造：木造・鉄骨・鉄筋コン・その他 ( )
	階数：平屋・2階・3階 ・その他 ( )

#### 2 賃貸契約締結予定日 \_\_\_\_\_